

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宮田村における人口は、8,939人（令和3年6月1日現在住民基本台帳登録人口）で、平成17年までは増加傾向にあったが、平成23年をピークに以降は増減を繰り返して現在は微減傾向にある。日本全体の人口ピラミッドと比較してみると、10歳代後半から20歳代前半世代の人口が少なく、進学、就職等によって村内から転出してしまっている現状がある。

産業構造を見ると、村内には429の事業所があり（平成28年度経済センサス基礎調査）、そのほとんどが資本金1億円以下、従業員数1,000人以下の事業所である。金属製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業を中心に製造業が主要産業となっている。職業別では生産工程の職業、専門的・技術的職業、輸送・機械運転の職業、サービスの職業、販売の職業を中心に人手不足となっており、村内中小企業者の多くが人手不足、後継不足等の課題に直面している。

このような中、独自の取り組みとして村出身若年者等の村内への定着と雇用の促進を図るため「UターンIターン等活用企業助成金」や「UIターンお試し就業補助金」、産業振興を推進するため「商工業振興条例」を整備し支援を行ってきたところである。

今後さらに、村内中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継いで行きたいと思える企業づくりを支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村内企業の労働生産性の向上を推進し、さらなる本村の産業振興を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当村の産業は、農業、製造業、建設業、商業、サービス業等、多岐に渡り、多様な

業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当村の産業は、村内広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当村の産業は、農業、製造業、建設業、商業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象業種、事業はすべての業種、事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画が、次のいずれかに該当する場合は認定しない。また、認定後に該当することが判明した場合は、認定を取り消すことがある。

- ・人員削減を目的とした取り組みと認められる場合。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものなど、地域環境に特に配慮が必要な取り組みと認められる場合。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業に該当すると認められる場合。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はそれらと密接な関係を有する者と認められる場合。
- ・村税等を滞納している者に係る先端設備等導入促進計画と認められる場合。
- ・その他、村長が適当でないと認める場合。